

青梅都市計画第一種市街地再開発事業の決定（青梅市決定）
都市計画青梅駅前地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名 称		青梅駅前地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約 0.5ha				
配置および規模 の 公共施設の	道 路	種 別	名 称	規 模		備 考
		幹線街路	青梅都市計画道路 3・3・27 号青梅駅前線	別に都市計画において定めるとおり		整備済み
			青梅都市計画道路 3・5・12 号青梅中央道線	別に都市計画において定めるとおり		概成
		区画道路	区画道路 1 号	幅員 5.8～6.0m、延長約 14m		既設
			区画道路 2 号	幅員 6.0～7.1m、延長約 70m		既存道路の一部拡幅、市道の一部付替え
建築物の整備	建築面積		延べ面積 〔容積対象面積〕	主要用途	高さの限度	備考
	約 1,900 m ²		約 13,300 m ² 〔約 11,100 m ² 〕	住宅、公益施設、店舗	50m	
建築敷地の整備	建築敷地面積		整 備 計 画			
	約 2,220 m ²		道路と一体となった歩行者空間等を確保するために壁面の位置の制限を定める。 緑地および空地の適切な配置を図り、高質な駅前空間を形成する。			
住宅建設の目標			戸数	面積	備考	
			約 110 戸	約 8,100 m ²	駐車場、自転車駐輪場を除き、住宅共用部分を含む	
参 考			地区計画区域内にあり。			

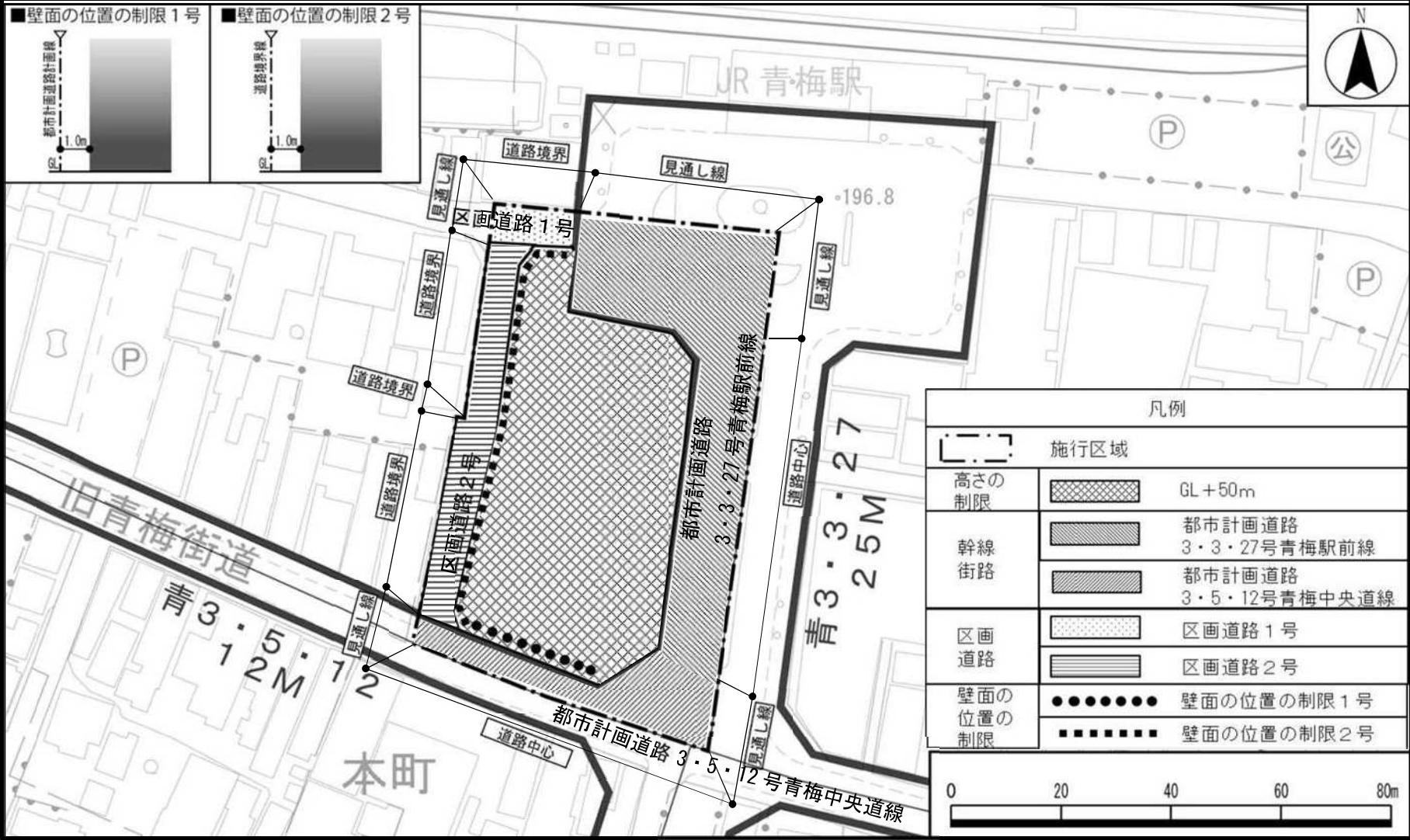
「施行区域、公共施設の配置、街区の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり。」

理 由：防災建築街区造成事業により整備された建築物や周辺の木造建築物等の敷地を統合し、緊急車両が進入可能な区画道路を整備するとともに、敷地内に有効な空地を確保し、土地の高度利用と都市機能の更新を図るため市街地再開発事業を決定する。

青梅都市計画青梅駅前地区第一種市街地再開発事業 計画図

〔青梅市決定〕

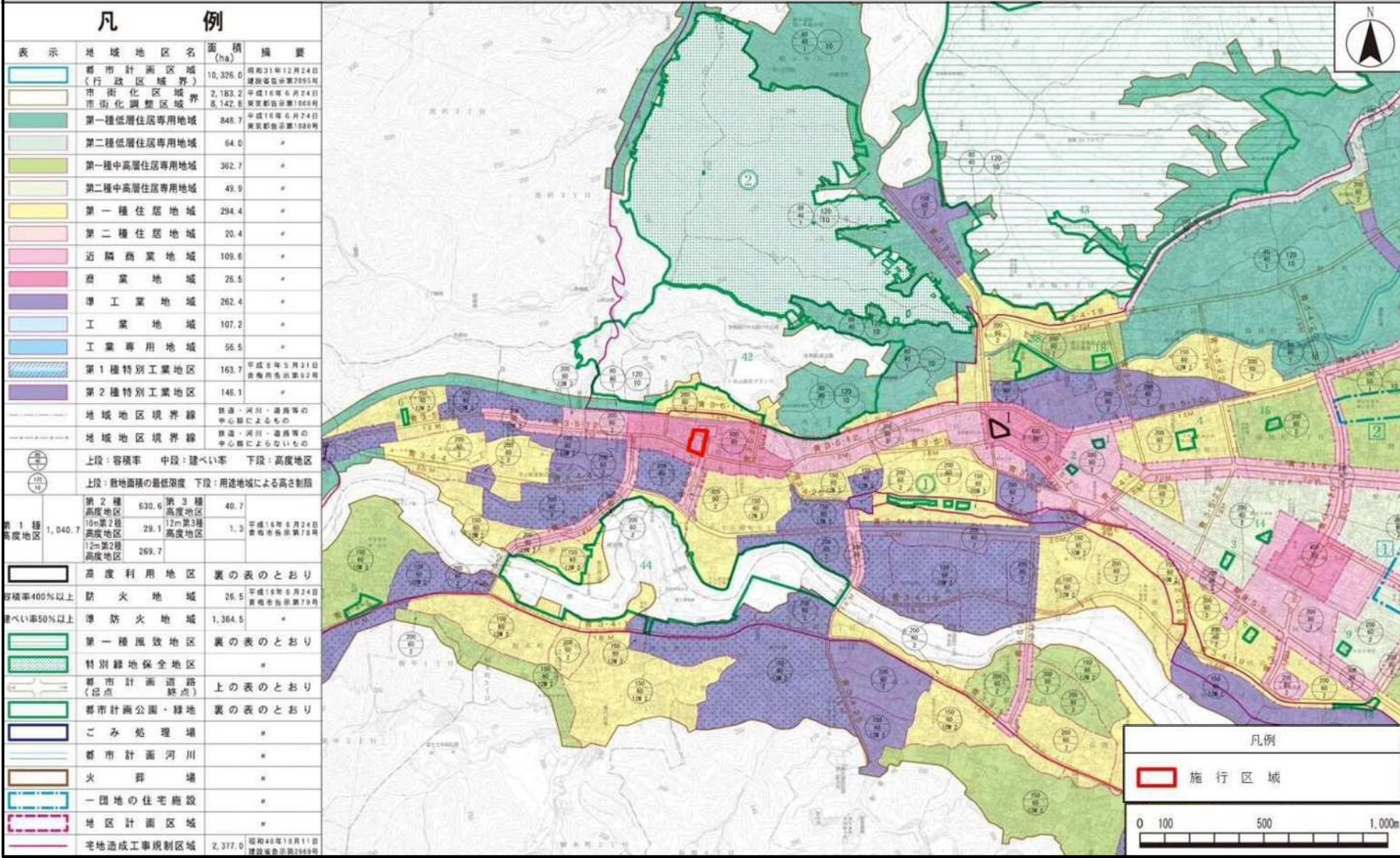
(公共施設の配置・建築物の高さの制限・壁面の位置の制限図)



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 30都市基交著第52号 (承認番号) 30都市基街都第78号、平成30年6月14日

青梅都市計画第一種市街地再開発事業
青梅駅前地区第一種市街地再開発事業 総括図

[青梅市決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)30都市基交第52号 (承認番号)30都市基街都第78号、平成30年6月14日